

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成24年4月9日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 I : 該当なし

区分 II : 該当なし

区分 III : 該当なし

その他 : 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉建屋6階に設置されるスタッドテンション(原子炉圧力容器蓋の止めボルト取扱装置)の点検準備作業中、同設備の設置床面に油が漏れいしている事を発見したため、双葉広域消防本部へ連絡した後、同消防本部の現場確認により消防法に基づく危険物施設からの漏えいには該当しないと判断された。漏れた油は同装置の作動油(約250ℓ)と推定。今後、原因調査し対応検討。	G II	
2	2号機	原子炉冷却材再循環ポンプ出口導電率の記録計点検において、当該記録計のペン駆動用サーボモータに固着が認められたため、修理。	G III	
3	2号機	格納容器内低電導度廃液系サンプから原子炉建屋低電導度廃液系サンプ(B)への排水作業において、格納容器内低電導度廃液系サンプの液位計に動作不良(液位高警報リセットしない)が認められたため、同液位計を点検。	G III	